

日程第 3．議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 3．議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終わりました。11 日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称マイナンバー法）の施行に伴い、本町が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を請求することができるものに任意代理人を追加するための条例改正と説明がありました。自分の知りたい権利は低くして特定個人情報を保護する権利は高くしているとの説明がありました。委員からは、マイナンバーカードの利用を必要としない人への行政側の取組に関して質疑がありました。執行部からは、マイナンバーカードを利用しなくとも現行の制度で対応は可能だが、必要書類の添付が必要となるとの回答がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 63 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。